

議案第13号

守口市営住宅条例の一部を改正する条例案

守口市営住宅条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

令和2年2月20日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市営住宅条例の一部を改正する条例

守口市営住宅条例（平成9年守口市条例第14号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>目次 第1章から第4章まで 略 第5章 雑則（第52条—<u>第57条</u>） 附則</p> <p>第1条から第22条まで 略</p> <p>（入居手続）</p> <p>第23条 略</p> <p>2 前項の承認を受けた入居者は、市長の指定する期日までに、<u>保証人の連署した請書</u>その他必要書類に敷金を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p><u>3 市長は、特別の事情があると認める者に対しては、前項の規定による請書に保証人の署名を必要としないこととすることができる。</u></p> <p><u>4 市長は、指定期日までに第2項の手続を怠った入居者に対しては、第1項の規定により与えた承認を取り消すこと</u></p>	<p>目次 第1章から第4章まで 略 第5章 雑則（第52条—<u>第58条</u>） 附則</p> <p>第1条から第22条まで 略</p> <p>（入居手続）</p> <p>第23条 略</p> <p>2 前項の承認を受けた入居者は、市長の指定する期日までに、請書その他必要書類に敷金を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p><u>3 市長は、指定期日までに前項の手続を怠った入居者に対しては、第1項の規定により与えた承認を取り消すことが</u></p>

ができる。

第24条から第39条まで 略

(入居者の費用負担及び共益費の徴収)

第40条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。ただし、第1号の費用について市長が不相当であると認めるときは、この限りでない。

(1) 障子、ふすまの張替え、ガラスのはめ替え及び畳建具の修繕に要する費用

(2) 略

(3) 略

(4) 略

2及び3 略

第41条 略

(住宅の明渡し)

第42条 市長は、法第29条第1項又は第38条第1項の規定に該当する場合のほか、入居者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該入居者に対して、市営住宅の明渡しを請求することができる。

できる。

第24条から第39条まで 略

(入居者の費用負担及び共益費の徴収)

第40条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。

(1) 略

(2) 略

(3) 略

2及び3 略

第41条 略

(住宅の明渡し)

第42条 市長は、法第29条第1項又は第38条第1項の規定に該当する場合のほか、入居者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該入居者に対して、入居の承認を取り消し、市営住宅の明渡しを請求することができる。

(1)及び(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

2及び3 略

第43条 略

(住宅の返還)

第44条 略

(1) 退去5日以前に、市長にその旨を届け出て市営住宅の検査を受けること。

(2)及び(3) 略

2 略

第45条から第51条まで 略

(市営住宅監理員及び市営住宅管理人)

(1)及び(2) 略

(3) 正当な事由がなく長期間にわたり市営住宅を使用しないとき。

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

2及び3 略

第43条 略

(住宅の返還)

第44条 略

(1) 退去の10日前までに市長にその旨を届け出て、退去するときまでに市営住宅の検査を受けること。

(2)及び(3) 略

2 略

第45条から第51条まで 略

(市営住宅管理人)

第52条 市営住宅監理員は、市営住宅及び共同施設の管理に関する事務を処理し、市営住宅等の環境を良好な状態に維持するよう入居者に必要な指導を与えなければならない。

2 市長は、市営住宅監理員を補佐させるため、市営住宅に市営住宅管理人を置き、当該市営住宅の入居者のうちから委嘱するものとする。

(住宅の検査)

第53条 市長は、必要があると認めるときは、市営住宅監理員をして市営住宅の検査をさせ、関係人に対する質問又は調査をさせることができる。

2 略

3 市営住宅監理員は、第1項の規定により市営住宅に立ち入り、関係人に対して質問し、又は調査するときは、その身分を証する証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

第54条及び第55条 略

第52条 市長は、入居者との連絡調整を図るため、市営住宅管理人を置くことができる。この場合において、市営住宅管理人は、当該市営住宅の入居者のうちから委嘱するものとする。

(住宅の検査)

第53条 市長は、必要があると認めるときは、市営住宅の検査をさせ、関係人に対する質問又は調査をさせることができる。

2 略

3 第1項の規定により市営住宅に立ち入り、関係人に対して質問し、又は調査するときは、その身分を証する証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

第54条及び第55条 略

(指定管理者による管理)

第56条 市営住宅及び共同施設の管理は、法人その他の団

体であって、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき本市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者による管理を行わせる場合における当該指定管理者に行わせる業務は、次に掲げるものとする。

(1) 市営住宅及び共同施設の利用に関する業務

(2) 市営住宅及び共同施設の維持及び補修に関する業務

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める業務

3 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の規定に従い、市営住宅及び共同施設の管理を行わなければならない。

4 第 1 項の規定により指定管理者による管理を行わせる場合における第 20 条、第 21 条第 1 項、第 23 条、第 25 条、第 26 条、第 29 条第 1 項、第 34 条第 1 項及び第 2 項、第 35 条第 1 項及び第 2 項、第 40 条第 2 項、第 44 条第 1 項並びに第 53 条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

第 56 条 略

第 57 条 略

第 57 条 略

第 58 条 略

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。